

協定区域	須磨区北落合4丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 2005年1月21日
	面積	3,541.10 m <sup>2</sup>		更新 2015年1月21日
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2015年1月21日～2025年1月20日(10年)

## 協定内容の概要

- (1) 建築物の敷地の区画は、この協定締結時の区画とし、これを分割してはならない。
- (2) 建築物は、1区画1戸建てとする。
- (3) 車庫は、道路の角切部分を自動車の出入口としないものとする。
- (4) 現状地盤面は、変更してはならない。
- (5) 敷地内には積極的に植栽を行い、緑化に努めるとともに、保守管理を怠らないこと。
- (6) 看板、広告塔その他これらに類するものは、当該権利者に係るもの及び文化、政治、宗教等営利を目的としないものに限り、設置できるものとする。ただし、その場合にあっては、必要最小限のものとし、周辺と調和する様努めなければならない。

※この地区は隣接地・除外地はありません。

運営委員会連絡先 委員長

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせして下さい。

122

# 名谷すまいる타운

122 名谷すまいる타운建築協定区域



## 位置図

